

保護者の皆様

たのしい森保育園

平成29年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平成29年度、当園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「当園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(下記表)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となりますのでお知らせいたします。

記

年齢	乳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
5月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
6月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
7月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
8月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
9月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
10月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
11月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
12月	219,810円	211,960円	146,300円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
1月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
2月	219,810円	211,960円	138,180円	130,330円	85,880円	78,030円	69,640円	61,790円
3月	224,220円	216,370円	142,590円	134,740円	90,290円	82,440円	74,050円	66,200円

【参考】「法定代理受領」の通知の位置付けについて

- ※ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から当園に対して直接支払いが行われています。(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)
- ※ 今回の通知は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、平成29年度の実績をご報告するものです。
(実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)